

岐高生としての心得

令和4年4月8日

生徒指導部

生徒は常に学校の教育方針と岐高生であることを自覚して研学に努め、心豊かな人格の一層の向上をめざすとともに、伝統に培われた校風を維持発展させるように心掛ける。

岐阜高校の教育方針

- 1 「百折不撓・自彊不息」の校訓のもと、不屈でたくましい精神力を持った人材を育成する。
- 2 「文武両道」をモットーとして、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな人材を育成する。
- 3 勤労を尊び、思いやりと奉仕の心を持って社会に貢献する人材を育成する。

生活全般

- ① 必ず始業時刻までに登校をする。また、平日は原則として午後4時50分には下校をする。
- ② 学校生活に不必要な物（娯楽目的の書籍や物品等）や、必要以上の金銭その他の貴重品を持ち込まない。
- ③ 学校の施設等公共のものを使用するときは、担任や部活動顧問等の指導の下、丁寧に取り扱う。
- ④ 次の各号に掲げることについては、担任を通して生徒指導部に事前に届け出る。
 - 1 自転車通学（自転車通学登録願）
 - 2 異装（異装届）
 - 3 下宿（下宿届、下宿者身元保証書）
 - 4 アルバイト（アルバイト届）
 - 5 掲示広告（許可印を受ける）
- ⑤ 交通法規（道路交通法、道路交通規則、道路交通法施行規則）を遵守し、交通安全に努める。
- ⑥ 四ない運動「自動車や二輪車を運転しない・乗せてもらわない・免許をとらない・買わない」を遵守する。
- ⑦ 校内外を問わず事故や被害にあったときは、加害・被害にかかわらず速やかに生徒指導部に届け出る。
- ⑧ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者については、特別指導を行う。

服装等規程

- ① 学校教育活動における服装等は登下校も含め、原則として制服（下記のいずれか）を着用するものとする。
 - 1 詰襟標準型学生服（色は黒）、ただし夏季には白の開襟シャツ又はカットソーシャツ。
 - 2 別に規定するブレザーと、スカートまたはスラックス、ただし夏季には白の開襟シャツ又はカットソーシャツ。
 - ・校章バッジは上衣の左襟につける。上衣を着ないときはシャツの左襟又は左の胸ポケットにつける。
 - ・靴は運動靴又はこれに類するものとする。
- ② 身だしなみについての留意点
 - ・スカートは、膝の中心にかかる長さを基準とする。
 - ・ズボン・スラックス着用時はベルトを使用すること。ベルトは黒・茶色系の華美でないものとする。
 - ・靴下は華美でない、白・黒・紺色のものを着用する。ストッキング（ベージュ）、タイツ（黒色）、またはレギンス（黒色）を着用してもよい。
 - ただし、レギンスを着用する場合は、足首が見えないように靴下を着用する。
 - ・制服の下に着用するセーター・カーディガンの色は黒又は紺とする。
 - ・コートなどの防寒用の上着は華美でないものを着用し、授業中を含め、校舎内で冬服の上に着用してもよい。マフラー、ネックウォーマー、レッグウォーマー、手袋などの防寒具は華美でないものを着用する。ただし、校内では着用しないこと。
 - ・化粧・マニキュア、パーマ・染髪はしない。
 - ・ピアス・指輪・ネックレスなどの装飾品は身につけない。

所持品の管理

生徒は**個人ロッカーに鍵**をかけ、貴重品等を含む所持品を自らの責任において管理する。

自転車通学

自転車通学を希望する場合は、「自転車通学登録願」を提出することとする。


自転車通学をする場合は、必ず損害賠償責任保険等に加入し、自転車販売店（整備店）で点検を受け、「自転車通学登録願」に整備済みの証明を受けることとする。

【注意】

岐阜高校「自転車安全利用五則」を守ろう！（表面）／緊急時の対応について（裏面）

岐阜高校「自転車安全利用五則」を守ろう！

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールの遵守
 - 二人乗り・並進・傘さし・スマホ操作の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用（高校生も推奨）



岐阜県立岐阜高等学校 生徒指導部

緊急時の対応について

◆事故に遭った時・事故を起こした時は、

- ①自分・相手が怪我をしている時は、周りに助けを求め、速やかに救急車を呼ぶなどの対応をする。
- ②怪我の状況を確認した後、警察、保護者、学校に電話する。警察連絡後、現場検証があるので、保護者にも来てもらう。
- ③些細な事故でも必ず**その場で警察に連絡**する。「大丈夫です」などと言って中途半端に対応すると、後でトラブルになることがある。
- ④相手の氏名・住所・電話番号を聞く。相手が車の場合、ナンバーを記録する。自分の氏名・住所・電話番号も伝える。
- ⑤保護者を通じて、自転車保険加入会社に事故連絡をする。

このカードを身分証明書とともに必ず常に携帯し、万一交通事故にあたり、起こしたりした場合には、カードを見て対応すること。

スマートフォン等情報端末機器の取扱い

- ① スマートフォン等情報端末機器の利用に当たっては、次の各号のことを厳守すること。
 - 1 学校教育活動上不適切な使用は認めない。
 - 2 考査時には、教室内に持ち込まず、電源を切って個人ロッカーに入れ施錠しておく。持ち込んで操作した場合はカンニングとして扱う。
 - 3 インターネット上に他人を誹謗中傷するような内容や、自他の個人情報に関わる内容のものを掲載しない。
- ② 前項が守れない場合には担任による一時預かりとし、保護者に返却することとする。

< SNS等使用上の注意 >

- **載せてはいけない！**
個人情報（間接的に個人が特定できるものを含む）、他人を誹謗・中傷するような内容、不法な写真や動画
学校や地域社会に不安や迷惑、被害を与える内容
- **軽い気持ちでしたことが・・・**
場合によっては犯罪になる。侮辱罪、名誉毀損罪、著作権侵害などで訴えられる可能性がある。
- **永久に消えない！**
いったん載せたものは、全て削除しようとしても完全には消えない。永久にどこかに残る。